

飯山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

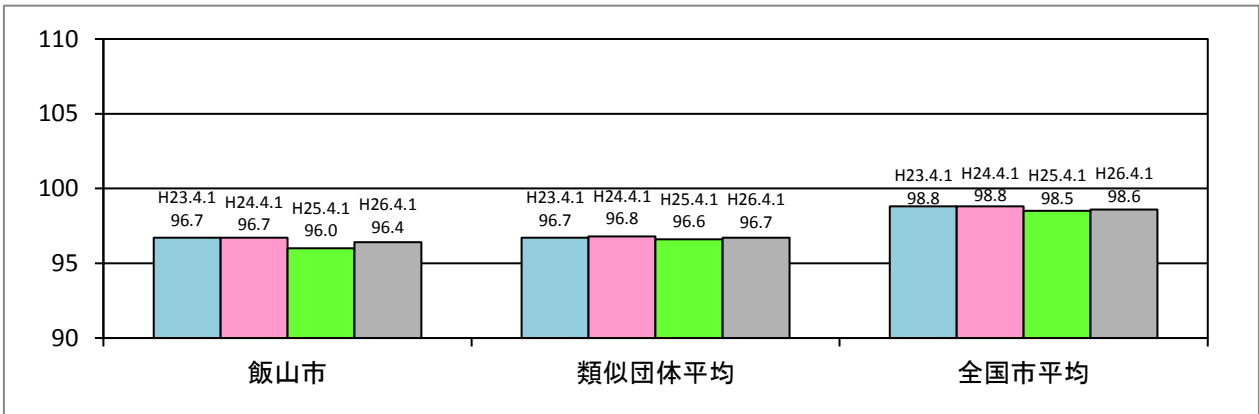
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
25	23,118	14,577,911	592,824	2,017,050	13.8	15.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25	220	856,664	119,188	313,973	1,289,825	5,862	5,607

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当しません。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。□

①給料表の見直し

[実施]

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

該当しません。

③その他見直し

管理職特別勤務手当について、国を参考に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
飯山市	44.3 歳	331,528 円	376,860 円	356,707 円
長野県	45.5 歳	342,898 円	399,942 円	376,841 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.7 歳	320,225 円	372,857 円	345,804 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
飯山市	49.4 歳	19 人	327,242 円	356,404 円	350,337 円	—	—	—	—
うち学校給職員	52.0 歳	5 人	331,620 円	342,520 円	342,520 円	調理士	43.8 歳	254,400 円	1.35
うち用務員	49.5 歳	12 人	327,358 円	362,260 円	353,008 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.82
うちその他	* 歳	2 人	* 円	* 円	* 円	—	—	—	—
長野県	58 歳	28 人	279,414 円	302,678 円	291,453 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.6 歳	21 人	310,621 円	336,564 円	323,268 円	—	—	—	—

※公営企業職員1名除く。

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
飯山市	—	—	—
うち学校給職員	5,506,359 円	3,320,000 円	1.66
うち用務員	5,746,206 円	2,747,000 円	2.09
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成23～25年の3ヶ年平均）用務員は全国計であり、調理士は長野県計である。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク（*）」としている（その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン（—）」としている。）。

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (26年 4月 1日現在)

区 分		飯 山 市	長 野 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	—	139,600 円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (26年 4月 1日現在)

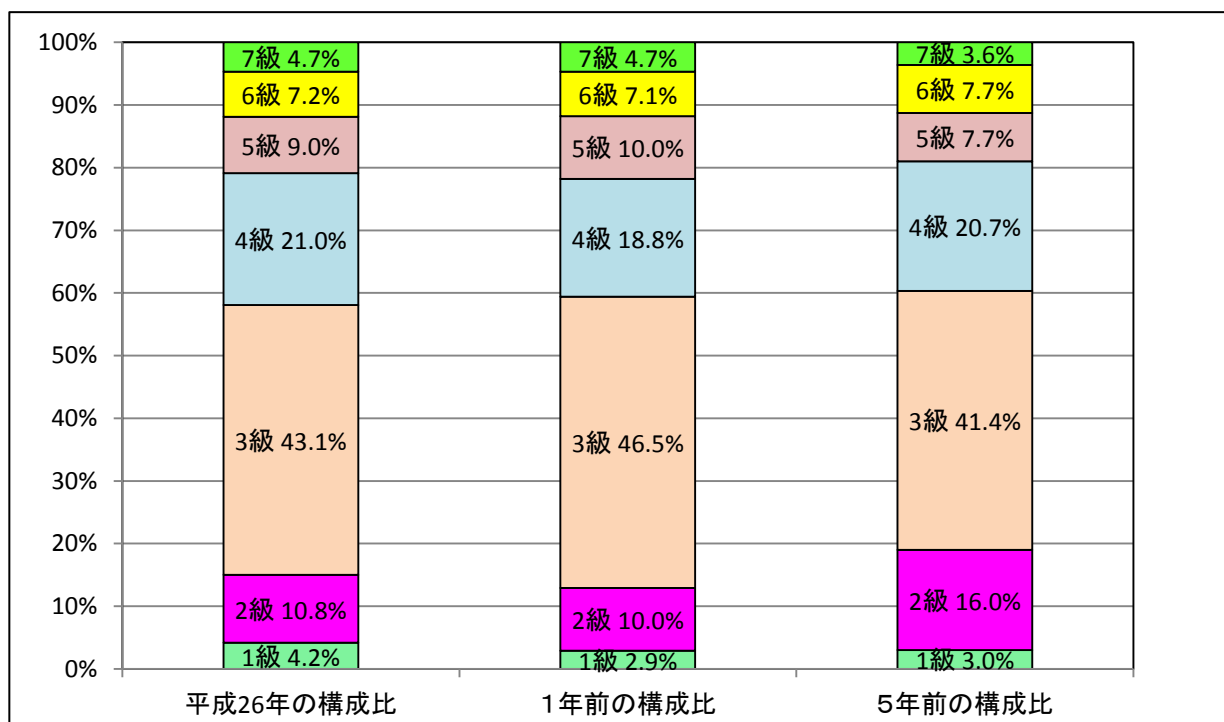
区 分		7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	247,520 円	290,175 円	319,655 円	353,027 円
	高 校 卒	— 円	242,850 円	289,686 円	321,300 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	298,675 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (26年 4月 1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長、局長、参事	8 人	4.7 %	366,200 円	456,200 円
6 級	課長、室長	12 人	7.2 %	320,600 円	422,600 円
5 級	課長補佐	15 人	9.0 %	289,200 円	400,600 円
4 級	係長、企画員、主幹	35 人	21.0 %	261,900 円	388,300 円
3 級	副主幹、主査	72 人	43.1 %	222,900 円	354,700 円
2 級	主任	18 人	10.8 %	185,800 円	307,800 円
1 級	主事、主事補	7 人	4.2 %	135,600 円	243,700 円

(注) 1 飯山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、人事評価制度を策定中
 平成23年4月～ 全職員による試行

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

飯 山 市	長 野 県	国
1人当たり平均支給額（25年度） 1,389 千円	1人当たり平均支給額（25年度） 1,584 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%、管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%、管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

現在、人事評価制度を策定中
平成23年4月～ 全職員による試行

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

飯 山 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.7 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 国に準ずる (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 803千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.7 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算) 1人当たり平均支給額 24,168千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績（25年度決算）		87 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		87 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
長野市	3 %	2 人
	%	人
地域手当補正後ラスパイレス指数		96.4 %
(ラスパイレス指数)		(96.4) %

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前ラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在） ……当該手当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	37,834 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	172 千円
支給実績（24年度決算）	42,058 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	186 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 1人につき 6,500円 (職員に配偶者がいない場合は、 そのうち1人について11,000円) 特定期間加算 5,000円	同		29,759 千円	241,943 円
住居手当	職員の居住する借家・借間 ・家賃23,000以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000超55,000未満 (家賃-23,000)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円	同		6,099 千円	290,429 円
通勤手当	交通機関等の利用者 運賃相当額が55,000円以下 については運賃相当額 自動車等使用者(片道2km以上) 2,000円~20,900円	一部異	自動車等 使用者 片道40km 以上一律 20,900円	8,015 千円	52,386 円
管理職手当	部長 60,000円 参事 50,000円 課長 40,000円 5級在級者のうち市長が特に認めた者 35,000円	—		11,397 千円	518,045 円
宿日直手当	4,200円 (5時間未満の場合2,100円)	同		1,138 千円	- 円
寒冷地手当	扶養親族のある世帯主 17,800円 その他の世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		14,606 千円	65,205 円

5 特別職の報酬等の状況 (26年4月1日現在)

区 分	給 料	月 額	等
給 料	市区町村長	714,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	(- 円)		989,000 円 / 259,000 円
報 酬	副市町村長	585,000 円	816,000 円 / 483,000 円
	(- 円)		
報 酬	議 長	328,000 円	545,000 円 / 230,000 円
	(- 円)		
	副 議 長	281,000 円	474,000 円 / 200,000 円
報 酬	(- 円)		
	議 員	263,000 円	442,000 円 / 180,000 円
期 末 手 当	市区町村長	(25年度支給割合)	
	副市町村長	2.95 月分	
期 末 手 当	議 長	(25年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	2.95 月分	
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市町村長	714,000 × 在職月数 × 0.45	15,422,400 円 任期毎
	備 考	585,000 × 在職月数 × 0.30	8,424,000 円

(注) 1 給料及び報酬の () 内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

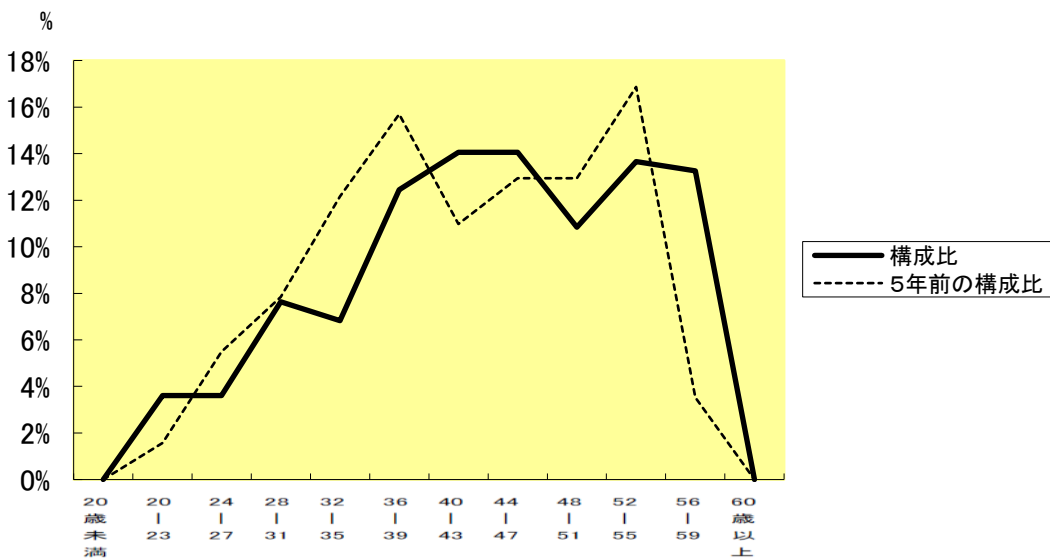
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	職員配置の見直し
		総務企画	51	51	0	
		税務	12	11	△ 1	
		民生	49	49	0	
		衛生	13	12	△ 1	
		農林	15	14	△ 1	
		商工	10	10	0	
	土木	31	29	△ 2		
	計	184	179	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.83 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 71.69 人)	
	教育部門	42	41	△ 1	職員配置の見直し	
消防部門	-	-				
小計	226	220	△ 6	<参考> 人口1万人当たり職員数 93.20 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 93.66 人)		
公会計企業部門等	水道	8	8	0	職員配置の見直し	
	下水道	5	5	0		
	その他	15	16	1		
	小計	28	29	1		
合計		254	249	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 107.71 人	
		[337]	[337]	[]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	9人	19人	17人	31人	35人	35人	27人	34人	33人	0人	249人

(3) 職員数の推移

部 門	年 度						過去5年間の増減数(率)
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
一般行政	181	180	182	183	184	179	△ 2 (△ 1.1%)
教 育	45	44	44	43	42	41	△ 4 (△ 8.9%)
消 防	—	—	—	—	—	—	
普通会計	226	224	226	226	226	220	△ 6 (△ 2.7%)
公営企業等会計	30	30	29	28	28	29	△ 1 (△ 3.3%)
総合計	256	254	255	254	254	249	△ 7 (△ 2.7%)

- (注)1 各年における定員管理において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にとっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	A		B	B/A	
25年度	千円	千円	千円	%	%
	387,221	42,743	40,673	10.5	10.9

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	5	21,794	2,733	7,802	32,329	6,465	6,123

- (注)1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
飯 山 市	52.9 歳	374,569 円	538,824 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事 業 者	歳		円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

飯 山 市	飯山市 (水道事業を除く)												
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,389 千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,560 千円												
(25年度支給割合) <table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.60 月分</td> <td>1.35 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.45) 月分</td> <td>(0.65) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.35 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分	(25年度支給割合) <table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.60 月分</td> <td>1.35 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.45) 月分</td> <td>(0.65) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.35 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
期末手当	勤勉手当												
2.60 月分	1.35 月分												
(1.45) 月分	(0.65) 月分												
期末手当	勤勉手当												
2.60 月分	1.35 月分												
(1.45) 月分	(0.65) 月分												
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%												

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（25年4月1日現在）

飯 山 市			飯山市（水道事業会計を除く）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	国に準ずる		その他の加算措置	国に準ずる	
（退職時特別昇給	なし）		（退職時特別昇給	なし）	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	803千円	24,168千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
国に準ずる	3 %	0 人	3 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在） … 当該手当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	1,809 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	362 千円
支給実績（24年度決算）	1,809 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	321 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 1人につき 6,500円 （職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円） 特定期間加算 5,000円	同		944 千円	236,000 円
住居手当	職員の居住する借家・借間 ・家賃23,000円以下 家賃—12,000円 ・家賃23,000円超55,000円未満 （家賃—23,000円）×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円	同		0 千円	0 円
通勤手当	交通機関等の利用者 運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額 自動車等使用者（片道2km以上） 2,000円～20,900円	一部異	自動車等使用者 片道40km以上一律 20,900円	97 千円	32,400 円
管理職手当	部長 60,000円 参事 50,000円 課長 40,000円 5級在級者のうち市長が特に認めた者 35,000円	—		339 千円	339,000 円
寒冷地手当	扶養親族のある世帯主 17,800円 その他の世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		422 千円	84,400 円